

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案 参照条文 目次

刑法（明治四十年法律第四十五号）	1
暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）	1
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	2
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	2
暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成三年法律第七十七号）	2
行政手続法（平成五年法律第八十八号）	3
更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）	3
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）	3
国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）	4
地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）	4
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）	4

刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（傷害）

第二百四條 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（現場助勢）

第二百六條 前二條の犯罪が行われるにあたり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（暴行）

第二百八條 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（凶器準備集合及び結集）

第二百八條之三 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 （略）

（脅迫）

第二百二十二條 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

（背任）

第二百四十七條 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）（抄）

第一條 団体若八多衆ノ威力ヲ示シ、団体若八多衆ヲ仮装シテ威力ヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若八数人共同シテ刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八條、第二百二十二條又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以内ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二條 財産上不正ノ利益ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ第一條ノ方法ニ依リ面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

2 常習トシテ故ナク面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第三條 第一條ノ方法ニ依リ刑法第九十九條、第二百四條、第二百八條、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百三十四條、第二百六十條又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ金品其ノ他ノ財産上ノ利益若八職務ヲ供与シ又ハ其ノ申込若八約束ヲ為シタル者及情ヲ知りテ供

与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ八十万円以下ノ罰金ニ処ス

2 第一条ノ方法ニ依リ刑法第九十五条ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ前項ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ八十万円以下ノ罰金ニ処ス

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（定義）

第二十二条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 五 （略）

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七 八 （略）

（都道府県暴力追放運動推進センター）

第三十一条 （略）

2 6 （略）

7 都道府県センターの役員若しくは職員（暴力追放相談委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、相談事業に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 9 （略）

行政手続法（平成五年法律第八十八号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求めた行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

四（略）

（申請に対する審査、応答）

第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

6 この法律において「更生保護法人」とは、更生保護事業を営むことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

7（略）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合にはからな図示も実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2（略）

国立大学法人法（平成十五年法律百十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2 （略）

3 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

5～8 （略）

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）

（定義）

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 （略）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）

（名称）

第五条 一般社団法人又は一般財団法人は、その種類に従い、その名称中に一般社団法人又は一般財団法人という文字を用いなければならない。

2・3 （略）

（会計監査人の権限等）

第一百七条 会計監査人は、次節の定めるところにより、一般社団法人の計算書類（第二百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。第一百七十七条第二項第一号イにおいて同じ。）及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2～5 （略）

（計算書類等の備置き及び閲覧等）

第二百二十九条 一般社団法人は、計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第二百二十四条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を、定時社員総会の日の一

週間（理事会設置一般社団法人にあつては、二週間）前の日（第五十八条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

## 2・3 （略）

第九十九条 前章第四款（第七十六条、第七十七条第一項から第三項まで、第八十一条及び第八十八条第二項を除く。）、第五款（第九十二条第一項を除く。）、第六款（第一百四条第二項を除く。）及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。この場合において、これらの規定（第八十三条及び第八十四条第一項を除く。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第八十三条中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、第八十五条中「社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）」とあるのは「監事」と、第八十六条第一項中「社員総会の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員」とあり、並びに同条第七項、第八十七条第一項第二号及び第八十八条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、第九十条第四項第六号中「第一百四条第一項」とあるのは「第九十八条において準用する第一百四条第一項」と、「第一百一十一条第一項」とあるのは「第九十八条において準用する第一百一十一条第一項」と、第九十七条第二項中「社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て」とあるのは「評議員は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも」と、同条第四項中「前二項の請求」とあるのは「前項の請求」と、「前二項の許可」とあるのは「同項の許可」と、第一百四条第一項中「第七十七条第四項及び第八十一条」とあるのは「第七十七条第四項」と、第一百七条第一項中「第九十八条において準用する第一百七条第二項第一号」と、同条第五項第一号中「第六十八条第三項第一号」とあるのは「第一百七十七条において準用する第六十八条第三項第一号」と読み替えるものとする。

第九十九条 前章第四節（第二百一十一条第一項後段及び第二項並びに第二百二十六条第一項第一号、第二号及び第四号を除く。）の規定は、一般財団法人の計算について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第二百一十一条第一項中「総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員」とあり、及び第二百二十九条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、第二百五条中「社員」とあるのは「評議員」と、第二百二十九条第一項及び第二項中「第五十八條第一項」とあるのは「第九十四条第一項」と、同条第三項ただし書中「第二号」とあるのは「債権者が第二号」と読み替えるものとする。（債権者に対する公告等）

第二百三十三条 清算人は、第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

## 2 （略）